

平成 18 年 7 月 27 日

国土交通大臣

北 側 一 雄 殿

「第 9 回基本制度部会報告書のとりまとめ（案）について」

に対する意見書

社団法人 空気調和・衛生工学会
会 長 鎌 田 元 康

社団法人 建築設備技術者協会
会 長 牧 村 功

社団法人 電気設備学会
会 長 星 野 聰 史

社団法人 日本空調衛生工事業協会
会 長 山 本 廣

社団法人 日本設備設計事務所協会
会 長 福 西 輝 男

社団法人 日本電設工業協会
会 長 平 井 貞 雄

このたび、社会資本整備審議会建築分科会の第 9 回基本制度部会が開かれ、「報告書のとりまとめ（案）」が示されました。建築設備六団体協議会での緊急協議の結果、下記に掲げる 6 項目に関し、意見をまとめましたので、ここに意見書を提示させていただきます。建築士制度見直しにあたり、特段のご配慮を賜わりたく、よろしくお願い致します。

1-（1） 専門分野別の建築士制度の導入について

1) 設備設計・工事監理業務は設備設計技術者が行っているという実態にもとづき、従来から要望している通り、設備設計・工事監理業務にかかる設備専門資格者を創設すべきである。

専門資格者を設けない（案 2）は、耐震偽装事件等の再発防止および消費者保護対策になっていない。そのため（案 1）をベースに建築士制度の抜本的改正をすべきである。

2) 建築士の統括・調整のもと、以下の特定建築物における設備設計・工事監理業務については、設備専門資格者が行うことを義務付けるべきである。

◎ 建築士法第 20 条第 4 項で定義する大規模の建築物

◎ 省エネルギー計画書の届出が必要な建築物

なお、省エネルギー計画書の作成業務は、建築士および設備専門資格者の責任業務範囲とする。

◎ 特定行政庁が指定する定期報告を必要とする特殊建築物

- 3) 設備設計・工事監理業務の実績を有する既建築設備士については、講習の受講、修了考査の実施等により、所要の能力を有することを確認した上で新たな設備専門資格者の免許を付与すべきである。

1－(2) 建築士の資質、能力の維持・向上について

- 1) とりまとめ（案）に賛同する。
- 2) ①設備専門資格者の受験資格は、既建築設備士の受験資格を準用する。
②設備専門資格者は設備 CPD および指定講習を義務付ける。
③専門資格者の確認・証明の運用を建築士と同等レベルに定め、消費者に開示する。

1－(3) 建築士事務所の業務の適正化について

- 1) とりまとめ（案）に賛同する。
- 2) 管理建築士に相当する設備の管理専門資格者（管理設備士）も管理建築士に関する基準と同等レベルに定め運用する。

1－(4) 工事監理業務の適正化と実効性の確保

- 1) とりまとめ（案）に賛同する。
- 2) 設備専門資格者も業務に加わることを条件とする。

1－(5) 報酬基準の見直しについて

- 1) とりまとめ（案）に賛同する。

1－(6) 団体による自律的な監督体制の強化について

- 1) とりまとめ（案）に賛同する。
- 2) 設備専門資格者の登録団体に、（社）建築設備技術者協会を指定することとする。
- 3) 設備事務所の登録団体に、（社）日本設備設計事務所協会を指定することとする。

以上